

不利益処分についての審査請求に関する  
規則の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

令和8年4月6日

門真市公平委員会

委員長 中道 秀樹

令和8年4月6日

門真市公平委員会規則第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和54年門真市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の送付) <b>第12条</b> 1～2 略 3 公示の方法による送付は、公平委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を門真市公告式条例（昭和31年条例第10号）の定めるところにより掲示して行うものとする。この場合においては、掲示された日から14日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。</p>	<p>(文書の送付) <b>第12条</b> 1～2 略 3 公示の方法による送付は、公平委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を市役所前の掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示された日から14日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。